

授与機関名 順天堂大学

学位記番号 乙第 2507 号

明治種痘の研究-補完する種痘積善社と対立する種痘勸善社-

Research on Smallpox Vaccination in the Meiji Era: Shuto-Sekizen-sha, Which Complemented Tokyo's Vaccination Efforts and Shuto-Kanzen-sha, Which Was in Conflict with Okayama's Efforts

松村 紀明 (まつむら のりあき)

博士 (医学)

#### 論文内容の要旨

本論文は、近代的な医療システムの黎明期である明治初期の日本における種痘活動が、実際にどのように行われていたのかを明らかにするものである。1870 (明治 3) 年の「大学東校種痘館規則」(通称: 種痘館規則) では、種痘施術の資格と場所について明治政府が中央集権的に管理する方針が示されている。これに対し、翌 1871 (明治 4) 年の「東校中ニ種痘局ヲ設ケ規則ヲ定ム」(通称: 種痘局規則) などでは、個人医師の技術伝習による資格取得も可能とし、種痘の施術まで医師の自宅で行うことを認めるという、時代に逆行するかのような方針転換を明治政府は行っている。一体、何があったのであろうか。筆者はまず、明治新政府の出した種痘関連の諸法令や、岡山県庁が出した種痘関連の諸布達の内容を整理・精査した (①)。さらに、難波立愿 (経直)、中島友玄、大野松斎といった在野の医師側の関連資料を精査することにより、明治政府の方針転換から派生した彼らによる代表的な在野の種痘医による 2 つの結社、大野松斎が率いた東京府の種痘結社・種痘積善社と難波立愿が率いた岡山県の種痘結社・種痘勸善社の活動内容を明らかにした (②)。そして、諸法令・諸布達の内容 (①) と、民間の種痘結社の活動内容 (②) から、少なくとも明治 10 年代前半までの時点では、従来からの民間の医師たちによる種痘システムが大きな役割を担っており、明治政府による中央集権的な種痘システムが確立したのはそれ以降であることを明らかにした。